

学校教育法「改正」反対

新「助手」「助教」制度に見る問題点

東京大学職員組合（教務職員問題対策会議）
国立大学法人法反対首都圏ネットワーク事務局

大学に教授、准教授、助教、助手（新「助手」）をおくという学校教育法の一部改正案が審議されています。この中で現行の助手を、教育研究に携わる助教と、教育研究の補助をする新「助手」に分けるといふ案には、大きな問題があります。

学校教育法改正案

第五十八条7の次

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第五十八条8

助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

問題点

新「助手」は矛盾した職種です。次のような問題があります。

- 新「助手」は教員組織にありながら、教員ではない。＝**制度矛盾**
- 「助教」以上のキャリアパスから外れた袋小路（教員の「助教（→准教授）→教授」に対応する昇進は想定されない）。＝**制度矛盾に由来する、教員組織内の差別的ダブルスタンダード構造**
- 職務規定が曖昧＝事務補助者から教育・研究者にまで、便宜的な転用が可能＝専門性の発揮と活用を阻害
→ **大学の教員組織にこのような便宜的・被差別的職種は必要でしょうか？**

指摘

新「助手」制度は、破綻した前例＝**「教務職員制度」**の再生産に他なりません。

- 新「助手」は、旧国立大学の「教務職員」と同じ位置にある。
- 新職員制度にも旧制度と同じダブルスタンダード構造が温存されている。
- 職務規定上、新「助手」「助教」間の方が、教務職員・助手間よりむしろ差別的。

現行学校教育法等による職員制度							
職名	級	官職	教特法	校費・旅費	研修権	科研費申請	法的規定
教授	5級	教官	適用	予算化	あり	あり	学校教育法58条 人事院規則9-2
助教授	4級	〃	〃	〃	〃	〃	〃
講師	3級	〃	〃	〃	〃	〃	〃
助手	2級	〃	準用	〃	〃	〃	〃
教務職員	1級	技官	対象外	なし	なし	〃	国立学校設置規則1条 人事院指令9-56

「改正」学校教育法が予定する職員制度				
職名	法規定		任期	キャリアパス
	資格	業務		
教授	特に優れた知識、能力および実績を有する者	学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事		
准教授	優れた知識、能力および実績を有する者	〃		昇進
講師	教務または准教授に準ずる職務			
助教	知識及び能力を有する者	〃	推奨	昇進
助手		教育研究の円滑な実施に必要な業務		各大学の判断



現行の助手を分割

この差異に注意!

教務職員制度には、制度自体の矛盾に起因する「教務職員問題」が起き、破綻した（別記「[教務職員と『教務職員問題』](#)」参照）。

私たちの主張1

新「助手」制度から第二の「教務職員問題」が発生する事は明白です！
いや、むしろ新「助手」は教務職員問題を拡大再生産するものです！
私たちは新「助手」制度に反対です！！

私たちの主張2

私たちは新「助教」制度にも反対です。

論拠

新「助教」が対等・独立な教育・研究者として規定されていません。

学校教育法改正案

- 第五十九条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。
- 2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

中教審大学分科会・大学の教員組織の在り方に関する検討委員会 「大学の教員組織の在り方について〈審議のまとめ〉」より：

- 新「助教」が負う組織的職務：
 - 1) 大学院生等への日常的指導、
 - 2) 大学・学部等の決定に基づく、教育課程の編成や授業科目の分担等の教育、
 - 3) 指揮・監督の下に、また役割の分担及び連携の下、組織的に行うことが必要な職務（入学者選抜に係る職務、附属病院における診療等）
- 新「助教」への任期制導入の促進

- 想定されない、新「助教」の教授会（決定を行う「大学・学部等」の基礎）への参加
=教育・研究者としての対等性の欠如
- 自らが関与しない決定により研究指導や教育、各種の職務を「請け負う」新「助教」
=独立性の欠如
 - 上記検討委員会の議事要旨においては「組織的職務」の範囲は不明瞭で、恣意性が排除されていません。
- **このような形での法「改正」は教員への差別的職階の導入と固定そのもの**
- 対等性・独立性を欠如した教育・研究職への任期制の導入は、活発で建設的な教育・研究活動を更に阻害
 - 任期付与への同意を現行助手の新「助教」への移行時に強制することがあれば、これは更に重大な問題です。

結論

新「助手」「助教」制度は再考を要する

- 以上、私たちは現行助手をこのような形で新「助手」と「助教」に分断する事に反対です。
- 「大学の教員組織の在り方について」も認める通り、助手のあり方は多様です。
多様性を認めるならよりフラットな制度とすべきであり、現行制度の方が良い。
- 現行助手を分断し、便宜的な新「助手」導入を図るなら、それは逆行（歴史的退行）です。

ここに詳述はしませんが、学校教育法「改正」案には他にも多数の問題点があります。私たちはこのような形での「改正」に反対です。拙速を排し、これからの大学に相応しい教職員制度の案出を望むものです。

教務職員と「教務職員問題」 なぜ「教務職員制度」がいけないのか

教務職員とは何か

- 旧国立大学に、人数的には僅かだが（助手の 1/20 程度）、「教務職員」が存在
- 助手の下位、教育職 1 級に位置づけられ、職務規定は助手と実質的に同等
- 学校教育法には規定されず、「教官」組織中の「技官」（ダブルスタンダード！）
- 協議採用が可能であり、事務補助者から博士課程修了者まで、多様な人を採用

教務職員は以下のような「教務職員問題」に苦しんだ

- 大学の教員組織に位置づけられず、教育研究上の極めて大きな制約
 - ・「教官」でないため校費・旅費の予算措置がなく、教特法の適用準用がなく、研修権がなかった。
 - ・独立して教育研究活動を行なえる処遇を受けられず、自力によるキャリア形成は困難だった。
- 実質的に昇格・転出が困難 終身 1 級、低賃金・低福祉の待遇
 - ・職名が違いため、教務職員（技官）から助手（教官）への昇格は制度的に存在しなかった。
 - ・助手昇格は「教官人事」で、教授会の管轄事項であり、新人助手の採用と競合した。
 - ・「教育職」にあるため、「行政職」への転出は困難だった。
 - ・「技官」であるため、他大学・他学部の「教官」「教員」へ転出する事は困難だった。
 - ・給与表は昇格を前提に作られており、給与は早々に低水準のまま頭打ちとなった。
- 助手に昇格できても「給実甲 254 号」のため低い格付け、好転しない給与
- 便宜的に多様な職務に使われ、職種への評価がなく、有形無形の差別
- 以上の処遇の中で仕事へのインセンティブを失い、「腐って」行った多くの仲間

「教務職員問題」は教務職員制度自体に起因している

- 「教務職員問題」はことごとくその制度矛盾、ダブルスタンダードに起因している。
- そして職種の便宜性に由来する「差別観」が問題を更にこじらせ、解決を遅らせた。
- 「教務職員問題」が顕在化した結果、教務職員制度は維持できなくなった。

便宜的な制度は矛盾が蓄積して破綻したのである。便宜的な職種を作るべきでない。その代償は教務職員にとって、そしておそらく大学にも、極めて大きかった。